

## 豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の全部変更の 主な変更点について（案）

### 全体

- 飼養豚で発生した場合の対応と野生いのししで陽性が確認された場合の対応を明確に区分

### 前文

- 国内における発生状況を踏まえ、記載内容を時点更新。

## 第1章 基本方針

### 第1 基本方針

- 豚等の所有者は、飼養している豚等の伝染性疾病の発生を予防し、そのまん延を防止することについて第一義的責任を有しているため、必要な知識及び技術の習得に努め、豚等の飼養衛生管理等の措置を適切に実施しなければならない旨を明記。
- 飼料の製造・販売業者、家畜市場、化製処理施設、と畜場等の関連事業者（以下「関連事業者」という。）は、消毒等の病原体の拡散を防止するための措置を講じるとともに、地方公共団体が行う発生予防及びまん延防止のための措置に協力する旨を明記。

## 第2章 発生予防対策

### 第1節 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備

#### 第2-1 平時からの取組

- 都道府県は、発生時に円滑かつ迅速に初動防疫対応を実施することができるよう、重機やフォークリフト等の特殊自動車の調達先を確認することを追加。
- 関連事業者は、消毒等の病原体の拡散を防止するための措置を講ずること、農林水産省及び地方公共団体の取組に協力することを明記。
- 都道府県は、埋却地等の事前準備が十分でない場合で、あらかじめ発生時の焼却施設等の利用に係る調整が困難な場合は、農林水産省が保有する大型防疫資材の利用を検討する旨を追記。

## 第2-2 発生に備えた体制の構築・強化

- 都道府県は、発生時にと殺等を円滑に実施できるよう、特殊自動車の操縦者のリストアップを行う旨を追記。
- 関連事業者は、消毒等の病原体の拡散を防止するための措置を講ずること、農林水産省及び地方公共団体の取組に協力することを明記。

## 第2節 浸潤状況調査及び野生いのしし対策

### 第3-1 浸潤状況を確認するための調査

- 実質的な内容の変更なし（前項の削除により項を前倒し）。

### 第3-2 予防的ワクチン

- 接種農場周辺で野生いのししにおいて感染が確認された場合のまん延防止措置について、小委の委員等の意見を踏まえ、制限区域の設定等について必要な措置を講じることを追記。

## 第3章 まん延防止対策

### 第1節 豚等における対応

#### 第4 異常豚の発見及び検査等の実施

- 異常豚の通報があった際、必要に応じて、当該農場を中心とした半径3km以内の区域の農場について、生きた豚等の移動自粛等の必要な指導を行う旨を追記。

#### 第5～第6

- 実質的な内容の変更なし。

#### 第7 発生農場等における防疫措置

- 都道府県は、発生農場における、殺鼠剤の散布や、発生農場の周囲1km以内の区域内の農場の外縁部及び豚舎周囲へ消石灰の散布について、必要に応じて患畜又は疑似患畜の判定前に実施する旨を追記。

#### 第8～第10

- 実質的な内容の変更なし。

#### 第11 消毒ポイントの設置

- 消毒ポイントの設置に当たって、都道府県は、消毒ポイントにおける車両の

交差汚染を防止するため、出入口の設置場所や車両の動線等に注意の上、必要に応じて、消毒ポイントを複数か所設置する等の措置を講じる旨を追記。

## 第12 ウイルスの浸潤状況の確認等

- 都道府県は、患畜又は疑似患畜等が確認された場合、速やかに、飼養衛生管理基準の遵守状況調査の結果等により、制限区域内の農場を中心に、飼養衛生管理の状況を確認する旨を明記。
  
- 都道府県は、農場の飼養衛生管理に不備があり、直ちに改善しなければ本病がまん延する可能性が高いと考えられる場合は、当該農場の所有者に対して、改善すべき旨の勧告を行うよう明記。さらに、勧告を受けた農場が、その勧告に従わない場合には、期限を決めて、その措置を取るべく旨を命ずることを明記。
  
- 都道府県は、患畜又は疑似患畜が確認された場合、発生農場の周囲の地域において、野生いのししの感染確認検査を実施する旨を明記。

## 第13～15

- 実質的な内容の変更なし。

## 第2節 野生いのししにおける防疫対応

### 第16 感染の疑いが生じた場合の対応等

- 都道府県は、野生いのししの検査において感染の疑いが生じた場合には、直ちに確保地点の消毒を徹底するとともに、原則として、半径10km以内の区域の農場の戸数及び飼養頭数、豚等のと殺に必要な人員及び資材の確認、消毒ポイントの設置場所の確認・選定等の陽性判定時に備えた準備をする措置を講じる旨を明記。
  
- 都道府県は、必要な検体を動物衛生研究部門へ送付し、動物衛生研究部門は、都道府県から検体の送付があった場合には、遺伝子解析始めとした必要な検査を行う旨を明記。

### 第17 病性の判定

- 農林水産省は、都道府県で行うPCR検査の結果及び動物衛生研究部門で行う遺伝子解析の結果を踏まえて病性を判定する旨を明記。

## 第18 病性判定時の措置

- 農林水産省は、野生いのししが豚熱陽性である旨の判定後、必要に応じて、速やかに、農林水産大臣を本部長とする農林水産省の防疫対策本部を開催し、初動防疫等を定めた防疫方針を決定する旨を明記。
- 野生いのししが豚熱陽性である旨の判定後、農林水産省及び都道府県は、その内容や今後の防疫措置について報道機関に公表する旨を明記。ただし、特段の必要があるときは、病性の判定前に公表する旨を明記。

## 第19 通行の制限又は遮断

- 都道府県又は市町村は、野生いのししにおける豚熱の病性の判定後、確保地点の周辺環境等を考慮し、必要に応じて、速やかに、確保地点周辺への不要・不急の立入りの制限や近隣の農場周辺の通行の制限又は遮断を行う旨を明記。

## 第20 移動制限区域の設定

- 都道府県は、野生いのししが豚熱陽性である旨の連絡を受けた場合には、速やかに、原則として、確保地点を中心とした半径10 km以内の区域を移動制限区域として設定する旨を明記。
- 移動制限区域の設定方法、移動制限区域内の農場への指導、移動制限区域の変更・解除、移動制限の対象等については、農場で発生した場合に準じる。

## 第22 家畜集合施設の開催等の制限

- 都道府県は、移動制限区域内におけると畜場におけると畜、家畜市場等の豚等を集合させる催物、放牧の実施について停止する旨を明記。

## 第23 消毒ポイントの設置

- 都道府県は、野生いのししで感染が確認された場合は、必要に応じて、速やかに、市町村、管轄の警察、道路管理者等の協力を得て、消毒ポイントを設置する旨を明記。

## 第24 ウイルスの浸潤状況の確認等

- 都道府県は、野生いのししにおける陽性個体の確保地点等を中心とした半径

10 km以内の区域において、死亡した野生いのしし及び捕獲された野生いのししについて、原則として、抗原検査を実施する旨を明記。

- 都道府県は、移動制限区域内の農場に対し立入検査を行い、死亡豚の増加等の異状の有無を確認し、必要に応じ、病性鑑定を実施する旨を明記。
- 都道府県は、発見した死亡いのしし及び捕獲した野生いのししについては、確保地点の消毒を徹底するとともに、ウイルスの拡散を防止するため、速やかな焼埋却等により適切に処理するよう、猟友会等の関係者に対し、指導を徹底する旨明記。

## 第25 経口ワクチンの散布

- 農林水産省は、野生いのししへのウイルスの浸潤状況等を考慮し、経口ワクチンの使用の是非について、野生いのししの専門家等の意見を踏まえ、決定する旨を追記。
- その際、農林水産省は、経口ワクチンの使用方法、効果・有効性の分析方法等について記載した、実施指針を策定し、公表する旨を明記。
- 都道府県は、実施指針に基づき、経口ワクチンの散布に係る県計画を策定し、散布を進める旨を明記。

## 第4章 その他

### 第25 その他

- 実質的な内容の変更なし。

(以上)